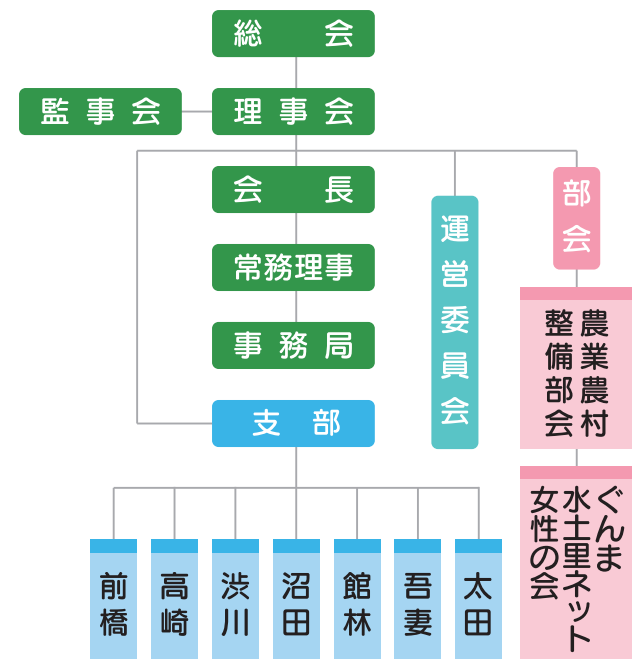


みどり 水土里ネット 群馬



会の構成



役員名簿

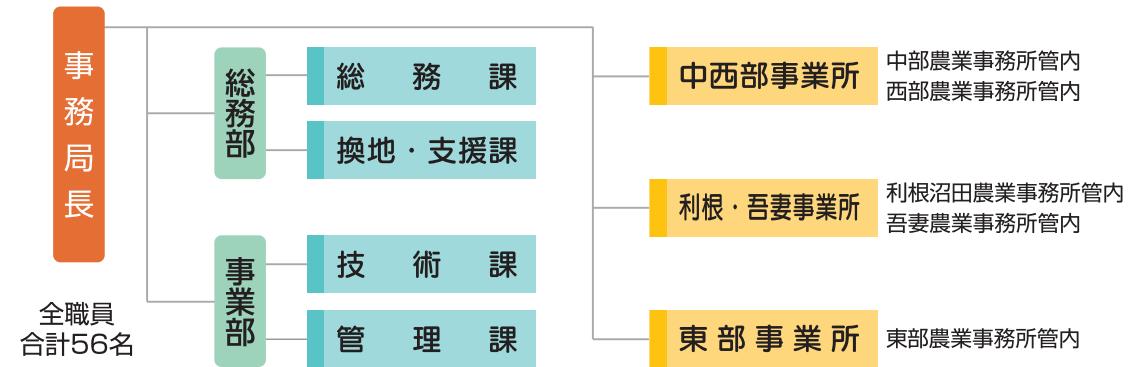
令和8年4月現在

役職名	氏名	団体・役職
会長	熊川 栄	孺恋村長
副会長	長谷川 最定	南牧村長
副会長	後関 千代壽	群馬用水土地改良区理事長
常務理事	松井 秀夫	学識経験者
理事	星野 好孝	赤城大沼用水土地改良区理事長
理事	石原 康男	岡登堰土地改良区理事長
理事	星野 稔	沼田市長
理事	倉林 良行	長野堰土地改良区理事長
理事	小川 晶	前橋市長
理事	女屋 一之	広瀬桃木両用水土地改良区理事長
理事	横山 信男	高崎西部土地改良区理事長
理事	高橋 幸一郎	赤城西麓土地改良区理事長
理事	本多 貞良	赤谷川沿岸土地改良区理事長
理事	荒山 江知郎	邑楽土地改良区理事長
理事	野口 政嘉	待矢場両堰土地改良区理事長
理事	武士 千雅子	学識経験者
理事	片岡 美喜	学識経験者
代表監事	片山 茂	学識経験者
監事	新井 節男	甘楽多野用水土地改良区理事長
監事	須永 治男	近藤沼土地改良区理事長

任期：令和12年3月31日まで

事務局

令和8年4月現在



事務所



- 本所：〒371-0844 前橋市古市町二丁目6番地4 TEL.027-251-4105(代) FAX.027-251-4139
- 中西部事業所：〒371-0844 前橋市古市町二丁目6番地4 TEL.027-251-4106 FAX.027-251-4222
- 利根・吾妻事業所：〒378-0031 沼田市薄根町3507番地1 TEL.0278-23-2161 FAX.0278-23-2180
- 東部事業所：〒370-0426 太田市世良田町1535番地4 (世良田生涯学習センター内) TEL.0276-55-6185 FAX.0276-55-6186

URL <https://www.kakasi.or.jp>



沿革

本会の前身である「群馬県耕地協会」は、昭和3年に設立されました。同協会は、昭和24年土地改良法が制定され、それに伴い昭和27年に「社団法人群馬県土地改良協会」と名称を改め組織強化が図られました。しかしながら、これらの団体は準拠する法律がないため、法人として充実強化すべく昭和32年に土地改良法が改正され、規定が法制化されました。これに伴い同協会を解散し、昭和33年4月25日農林大臣の認可を受け「群馬県土地改良事業団体連合会」が設立され、今日に及んでいます。

性格

「連合会は、法人とする」(土地改良法第111条の3)とされています。その法的性格は連合会の目的、事業内容等に照らして公益的色彩を強く有していることから、土地改良法という特別法に定めるところにより、設立が認められた「公法人」で、組織形態等から社団法人として位置付けられ、また税法上(法人税法・所得税法・印紙税法)で営利を目的としない(同法第111条の4)公益法人等に区分されています。

目的

本会は土地改良法の定めるところにより、土地改良事業を行う者の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、共同の利益を増進することを目的としています。国又は都道府県が行う土地改良事業に対する協力も行います。

真沢の田植 (みなかみ町)

会 員

●**会員の資格**：本会の会員の資格を有するものは、群馬県内の土地改良事業を行う者とする。(定款第8条)

●**会 員 数**：101団体

令和8年4月現在

名 称	区 域	市町村	土地改良区(連合)	計
前橋支部	中部農業事務所管内(但し渋川農村整備センター管内除く)	3	11	14
高崎支部	西部農業事務所管内	9	19	28
渋川支部	中部農業事務所・渋川農村整備センター管内	3	2	5
沼田支部	利根沼田農業事務所管内	5	5	10
館林支部	東部農業事務所・館林農村整備センター管内	6	11	17
吾妻支部	吾妻農業事務所管内	6	7	13
太田支部	東部農業事務所管内(但し館林農村整備センター管内除く)	3	11	14
計		35	66	101

事業概要

農業構造転換集中対策期間(令和7年度から令和11年度までの5年間)において、農地の大区画化・汎用化等の条件整備や集積・集約化をはじめ、スマート農業の展開に向けた基盤整備が推進される新たな「土地改良長期計画」、また、群馬県が策定する「群馬県農業農村整備計画2026(ぐんま水土里保全整備プラン)」などの施策展開に迅速に対応し、会員共同の利益を増進することを目的として定款に定める事業を行う。

重点施策

- ・県単独公共事業(小規模農村整備事業)の推進
- ・土地改良区の運営基盤強化の支援

1 土地改良事業に関する技術並びに事務援助

- ① 調査設計及び事業計画書の作成
- ② 工事関係設計書の作成及び工事施工の技術援助
- ③ 会員から委託を受けて行う土地改良事業の工事
- ④ 土地改良区の設立(施行認可等)事務
- ⑤ 換地業務に関する指導及び書類の作成
- ⑥ 確定測量及び確定図の調整
- ⑦ その他会員が行う業務等への支援

2 土地改良事業に関する教育・指導及び広報事業

- ① 土地改良機関誌「群馬の土地改良」の発行
- ② 土地改良関係図書等の紹介
- ③ 各種講習会、研修会の開催

3 土地改良事業に関する調査研究及び指導

- ① 土地改良事業に関する資料の収集、啓発推進及び指導
- ② 先進土地改良事業の研修
- ③ 全国土地改良事業団体連合会等からの委託業務

5 土地改良施設維持管理適正化事業

- ① 土地改良施設の整備補修、修繕、一部更新等
- ② 防災・減災対策、施設管理の省エネ化・再エネ利用や省力化のための施設整備
- ③ 事業の事務手続き及び実施における指導、支援

7 ため池サポートセンターぐんま に関する事

- ① 重要施設の耐震化に関する支援
- ② 点検・監視のための現地パトロール
- ③ 管理等に関する技術研修会の開催
- ④ 市町村・所有者等からの相談対応

9 担い手への農地の集積・集約化に関する事

- ① 担い手育成対策関連事業の推進及び支援
- ② 農地集団化対策に関する指導、助言

4 土地改良区機能強化支援事業

- ① 連携管理保全計画(水土里ビジョン)策定の推進
- ② 統合整備の推進
- ③ 施設管理、運営改善対策
- ④ 研修・人材育成

6 農業水利施設の保全・管理に関する事

- ① 農業水利施設のストックマネジメントに関する技術支援
- ② 水利権の更新、変更申請に関する技術支援

8 農業集落排水に関する事

- ① 農業集落排水施設の機能強化及び機能保全に関する技術援助
- ② 農業集落排水施設の更新又は改造の要否、工法等の調査診断
- ③ 広域化・共同化を進めるため、下水道の接続検討等を行う「維持管理適正化計画」の策定を推進

10 農地中間管理事業に関する事

- ① 基盤整備に関する技術的支援

11 農地地図情報システムの活用に関する事

- ① 農地地図情報システムの普及・啓発、利活用の推進

13 農業水利施設等を活用した再生可能エネルギーに関する事

- ① 小水力発電、太陽光発電に関する技術支援

15 土地改良区の運営基盤強化の支援に関する事

- ① 運営に関する相談対応及び助言
- ② 施設管理・統合整備に関する支援
- ③ 財務・会計に関する支援

18 その他定款第1条の目的達成に必要な事業

- ① 土地改良事業促進のための請願、要望行動
- ② 土地改良功労者、優良団体の推せん及び表彰
- ③ 土地改良事業推進のための諸会議の開催及び関係団体との連絡、提携による要請活動
- ④ 土地改良団体の育成強化についての推進及び土地改良団体役員職員の福利業務の指導啓発
- ⑤ その他土地改良事業の推進に関する事

事業実施のため、各種資格の取得を推進し、常に技術力の向上に努めています。

分 野	資 格 名 称
農 業 土 木 全 般	技術士補-農業部門(5)、測量士(10)、測量士補(21)、1級土木施工管理技士(9)、2級土木施工管理技士(2)、畑地かんがい技士(2)、防錆管理士(1)、第2種電気工事士(1)、土地改良専門技術者-農業土木部門(11)-農村環境部門(3)-地域農業開発計画部門(3)
換 地 関 係	土地改良換地士(8)
集 落 排 水・下 水 道 関 係	上級農業集落排水計画設計士(1)、下水道排水設備工事責任技術者(5)、浄化槽設備士(3)、浄化槽管理士(8)、浄化槽技術管理者(6)、農業集落排水計画設計士(1)、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者(5)
関 連 資 格	コンクリート技士(1)、農業農村地理情報システム技士(2)、地理空間情報専門技術者-GIS1級(2)、GIS2級(1)、農業用ため池管理保全技士(2)、会計指導員(5)、公益法人会計検定2級(1)、日商簿記検定2級(2)、第1種衛生管理者(1)、第2種衛生管理者(1)

()内の数字は資格保有者数 令和8年4月現在

農業農村整備事業発注者支援機関の認定

農業農村整備事業発注者支援機関 第4003号

農業農村整備事業に係る公共工事の品質確保及び向上を目的として、発注者が、『公共工事の品質確保の促進に関する法律』第22条第1項の定めに基づき、発注関係事務を適正に実施するために、発注者支援機関(以下、「支援機関」という。)を活用しようとする場合において、発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる支援機関の選定に資するため、農業農村整備事業発注者支援機関認定制度が定められ、令和8年3月30日付けで認定されました。

◎支援機関認定要件

1. 公平性、中立性が担保されること
2. 法令の遵守及び高度な守秘義務が担保されること
3. 品質確保対策関東協議会管内での活動実績がある公益法人等であって、農業農村整備の特性及び関係基準等に精通していること
4. 業務の遂行に必要な所属支援技術者が常時確保されていること

◎適用業務

業務区分	業務内容
設計・積算補助	・設計図書(仕様書、図面等)の作成 ・積算書の作成(積算、積算参考資料)
技術審査補助	・入札・契約方法の選定 ・技術資料の審査業務
監督補助	・工事の監督 ・工事中の施工段階確認、施工状況・体制の評価
検査補助	・中間技術・既済部分、完成時の検査 ・施工者、担当技術者の評価

有効期限 令和13年3月31日まで

諸問題 解決のための 相談窓口

本会では、土地改良区(連合)で抱えている諸問題の解決を図るため、弁護士と契約を結び、法律相談等に対応していきます。詳細については、相談窓口(各事業所)にお問い合わせください。